

磐田市人権教育・啓発推進指針 (概要版)

平成21年6月

磐 田 市

磐田市人権教育・啓発推進指針とは・・・

人権をめぐることは、国連で「人権教育のための国連10年」が決議されるなど、国際社会や国、県などでさまざまな取り組みが行われていますが、近年では高度情報化社会の進展にともなって、インターネットを悪用したプライバシー侵害や名誉毀損など、新たな人権問題が深刻化しています。

本市でも国や県の行動計画の下、学校、地域社会における教育活動や啓発活動、相談事業などを様々な分野、立場で実施してきました。平成6年度には、「磐田市人権教育推進協議会」を設置し、総合的な人権教育の推進を図るため、関係機関との連携やそれぞれが抱える課題や問題について協議してきました。

こうした取り組みにより、市民の人権尊重の意識が高まり、差別意識の解消が進んできていますが、いまだ完全に解消されないあらゆる人権問題についての差別意識を解消し、市民の人権意識の普及・高揚を図っていくことは市の重要な課題であります。

人権の尊重された明るい社会の実現を目指し、それぞれの分野で各担当課や組織が実施してきたこれまでの人権教育・啓発活動を、総合的かつ、より効果的に実施するために、磐田市としての基本的な考え方やその方向性を明示する必要があります。

こうした背景を踏まえ、今後市が取り組むべき、人権教育・啓発推進の基本理念や基本的方向性を明らかにし、市民の人権尊重を実現する責務を果たし、市民、企業、団体等とともに人権尊重の社会実現に向けた取り組みを推進していくため、平成21年6月に指針を策定しました。

人権教育・尊重の基本理念

**「広く市民が人権を正しく理解し、
差別や偏見のない社会の実現をめざす。」**

市民一人ひとりが自分の人権と同様に他の人の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権をお互いに尊重し合うことにより、差別や偏見のない人権が尊重された平和で豊かな社会の実現をめざします。

人権教育・啓発の方向性（主要項目）

- ア 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発
- イ 共生社会をめざす人権教育・啓発
- ウ 生涯学習としての人権教育・啓発
- エ 身近な問題から考える人権教育・啓発

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権の尊重された社会の実現のためには、市民一人ひとりが人権意識を高め、日常生活や社会活動を通して人権への配慮がその態度や行動に具体的に表れるような人権感覚を育成することが大切です。

お互いの人権が尊重され、あらゆる差別を解消する意欲と実践力を持った人々の育成のため、家庭、地域社会、学校、職場といった日常生活のあらゆる場面において、それぞれのライフステージに合わせた教育及び啓発を進めます。

1 家庭

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や人を思いやる心、生命を大切にする心、善悪の判断をする力を養うなど、人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担っています。

このため、保護者自身が偏見を持たずに差別しないなど日常生活を通じて子どもに示していけるよう、保護者に対する学習機会の提供などをすすめ、全ての教育の出発点である家庭教育の充実に努めます。

2 地域社会

すべての人にとって、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それぞれの違いやよさが日常の暮らしに生かされる社会こそ人権が真に尊重される社会であるといえます。そのような社会を実現するため、幼児期から高齢期にわたっての人権に関する多様な学習機会の充実と地域における人権教育・啓発の指導者の育成に努めます。

3 学校

学校での人権教育推進にあたっては、児童生徒が「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会作りに向けた行動につながるように、子どもの発達段階に応じて、人権についての知的理解を深め、徹底させていくとともに、児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導をすることが必要です。

児童一人ひとりが、安心して学習することができる人権の尊重された学校環境づくりなどを目指し、学校として組織的に取り組むと共に、家庭や地域社会と積極的に連携して人権教育を推進します。

また、児童一人ひとりの大切さを自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが人権教育の最も重要な部分であることから、教職員の人権感覚の向上に努めます。

4 職場(企業等の事業所)

企業等においては、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの問題が存在しており、人権尊重の視点に立った適切な対応が求められています。

このため、人権が尊重された職場づくりの支援のため、職場内研修等の推進や啓発資料の配布や情報提供等の支援をします。

分野別人権教育・啓発の推進

1 「同和問題」

同和問題の正しい理解のための教育や啓発活動に取り組むと共に、ふれあい会館等の社会教育施設を活用した人権教育・啓発活動の更なる充実と推進に努めていきます。

2 「女性の人権」

夫やパートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力の根絶とともに、男女共同参画社会の実現のため、女性の社会参画や多様な生き方のできる環境づくりなどを目指した教育や啓発活動を推進していきます。

3 「障害のある人の人権」

障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画し、ともに支え合う社会の実現をめざし、障害者の人権についての認識と理解を深め、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、「ノーマライゼーション」の理念の定着に向けた教育や啓発活動を推進します。

4 「高齢者の人権」

高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員として様々な社会活動に参加できるよう支援していくとともに、高齢者の人権についての認識と理解を深める教育や啓発活動を推進します。

5 「子どもの人権」

いじめや不登校、児童虐待などの相談・支援事業の充実、子どもの健全育成環境の整備、子育て支援サービスの推進や、子どもの人権を尊重する教育、子どもの自尊感情を育てる教育、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ教育や啓発活動を学校、家庭、地域社会と連携を図り推進します。

6 「外国人の人権」

互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、安心して暮らすことができるよう、外国人の人権について考え、理解を深める教育や啓発活動を推進します。

7 「その他の人権」

エイズやハンセン病などの感染者、犯罪被害者や刑を終えて出所した人などに対する偏見を無くす取り組みとともに、携帯電話やインターネットの急速な普及に伴う人権問題については、利用者がネットの持つ危険性と正しい利用についての認識をもち、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための教育や啓発活動を推進していきます。特に、子どものいる家庭や保護者には、子どもたちが被害者や加害者にならないよう個人の責任や情報モラルについての意識を深めるよう啓発活動を推進します。

人権の尊重された社会の実現のために、社会で共に暮らす、あらゆる人の人権に配慮し、人権問題の解決に向けた教育や啓発活動を推進します。

◆ 磐田市人権教育・啓発推進指針【概略図】

